

創業・事業展開支援補助金 Q&A

Q 町外で事業を行っている事業者も創業の対象となるか？

A 創業ではなく事業展開として扱います。

Q すでに創業しているが、補助の対象となるか？

A 平成29年4月1日以降に創業し、当該補助金を活用して主たる店舗又は事業所を新たに開店、開業する場合は対象となります。この場合、主たる店舗又は事業所とは広く看板やチラシなどで周知・誘客し、常態的に客の出入りがあることを指します。

なお、すでに購入した施設・設備等は補助の対象外となります。(遡及はしない)

Q 既存企業の社長又は役員が新たに町内で事業を始めたいが、その場合は創業にあたるのか？

A 創業として対象となりますが、既存の法人とは別にしていただきます。実績報告において別法人であることを法人登記又は開業届の提出を持って確認させていただきます。

Q パチンコ・スナックは対象となるか？

A 風俗関連特殊営業は対象となりませんが、「ゲームセンター」並びに「料理店」は対象とします。またスナックについては、風俗営業許可では補助対象としませんが、深夜営業許可を受けていれば対象とします。ただし、補助受領後に公安委員会の立入検査等により風俗営業に該当すると発覚した場合は、交付決定取り消しや補助金の返還が発生することがあります。

Q 大企業は補助の対象となるか？

A 補助の対象外となります。

Q 法人形態により補助の対象とならないものはあるか？

A 法人形態による区別はありませんが、町が指定した業種であることが要件となります。

Q 震災後、個人事業主から法人に移行したが補助の対象となるか？

A 法人に移行しても個人事業と同じ事業のみを実施する場合は「創業」とはなりません。また震災時点町内で事業を実施していた場合は、町事業再開支援事業補助金の対象となり得ます。

Q 震災後、事業主がなくなり、子どもが後を継いだら補助の対象となるか？

A 既存事業のみを継承した場合は、「創業」の対象となりません。また震災時点町内で事業を実施していた場合は、町事業再開支援事業補助金の対象となり得ます。

Q 一度事業を廃業したが、今回新たに事業を始める場合は対象となるか？

A 「創業」の対象となります。

Q 第二創業は対象となりますか？

A 承継前の事業と承継後の事業に新規性があれば第二創業は対象となりますが、第二創業前の法人等が町内事業者で、かつ過去に町事業再開支援事業補助金を活用された場合は、補助金で取得された財産は譲渡が禁止されているため、町事業再開支援事業補助金は返還となります。

Q 第二創業における事業の承継とは何か？

A 法人であれば、先代経営者から後継者に代表権を承継することです。個人事業主であれば、先代経営者が廃業の手続きを行い、後継者が開業の手続きを行うことです。

Q 第二創業で会社の場合、先代の経営者は役員を退任しなければならないか？

A 退任する必要はありません。代表権を有しない役員にとどまることは可能です。

Q 第二創業で先代経営者（代表権を有している者）が複数いる場合はすべての代表者が代表権を退任する必要があるか？

A すべての代表者が代表権を放棄していただくこととなります。

Q 第二創業について、M&Aによる新事業・新分野進出は対象となるか？

A 対象となりますが、M&A の費用は対象外となります。

Q 第二創業について休眠会社を新代表の元で復活させ新事業を行う場合は対象となるか？

A 申請時に休眠している場合は、補助対象外となります。

Q 特定非営利活動法人が第二創業を行う場合事業承継として認められるために必要な要件は何か？

A 理事が全員変更されるとともに、当該者が社員からも変更されることを指しますが、定款により代表権が制限されている理事については、変更する必要はありません。

Q 消費税・申請代行手数料等は補助対象になるか？

A 消費税・申請代行手数料は補助対象外となります。

Q 今ある設備が古くなったので同程度以上の能力の設備に買い換えたいが、「事業展開」の対象になるか？

A 「事業展開」とは、新たな分野に事業を拡大する場合や店舗を追加する場合など、既存事業と比較して新規性が認められる場合であるため、単なる設備の買い換えの場合は「事業展開」の対象とならない可能性があります。

Q 店舗兼住宅は補助対象になるか？

A 店舗部分のみ対象になります。この場合、店舗専用の費用として分けられない住宅部分との共通費用は、床面積等で按分していただきます。

Q 中古の建物・設備の購入は補助対象になるか？

A 中古の建物・設備が適正価格であると判断できる場合には、中古であっても対象となります。

Q 自社で建物を建築又は自社製造の設備等を設置した場合に間接経費（販管費）も補助対象になるか？

A 対象になりません。自社で施工、製造した場合は、原材料費など直接経費しか認められません。

Q 現在賃借している建物（事務所等）を、購入して引き続き利用（事務所等）する場合は、補助対象として申請できるか？

A 本事業では交付決定後に施設を整備・修繕するための経費を補助対象として います。したがって、購入した建物に関し、施設の整備を実施せずに、現在使用 している建物をそのままの状態で使用する場合は補助対象となりません。

Q 店舗を借りて使用している法人が、事業展開をする場合、店舗の修繕に関し補助金の申請ができるか？

A 所有権及び賃借関係を明確にし、修繕義務がどちらにあるか？をはっきりする 必要がありますが、法人が事業計画を展開するために店舗の修繕が必要な場 合に申請することは可能です。なお、店舗の使用をやめて、所有者に店舗を返す場合は、財産の処分に該当し補助金の返還を求めることがあります。

Q 不動産の土地・建物の購入費は対象になるか？

A 自社の事務所として使用するための土地・建物を購入する場合は対象になります。ただし、商品として土地・建物を取得する場合には対象になりません。

Q 不動産や設備等の賃借料は補助対象になるか？対象になる場合の対象期間は？

A 賃借料が使用者の事業に必要不可欠と判断される場合には対象になります。対象期間は、交付決定年度の3月末までのいずれか早い日までとなります。

Q 本人又は親族・兄弟が所有する不動産を事務所等として使用し又は購入した場合の費用は補助対象になるか？

A 三親等以内の親族が所有する不動産等の使用や購入のための費用については、補助対象外となります。

Q 現在借地で使用している土地を購入することは補助対象となるか？

A 事業の実施のために施設の整備や宿舍整備を行う場合、同時に必要な土地の購入は対象としていますが、土地の購入のみは対象にはなりません。

Q 土地を購入する場合、登記費用は補助対象になるか？

A 各種行政手続き費用や各種登録手続や申請代行費用は対象になりません。

Q 町内の土地の確保が困難であることから、補助金申請前に土地を購入してしまった。今回申請するのは、購入した土地の上に建設する施設の建設費用であるが補助の対象になるか？

A 施設の建設が事業を実施する上で、必要不可欠な計画である場合は、対象となります。ただし、予め購入した土地の代金は対象となりませんのでご注意ください。

Q 土地賃借費は何年分まで認められるか？

A 事業完了予定日又は交付決定年度の3月末までのいずれか早い日までとなります。なお、補助の対象となる経費は事業実施期間（交付決定年度の3月末）までに支払いを完了する必要があります。

Q 「広報費」は、通常の新聞折り込みなども対象になるか？

A 創業・事業展開を行う際の開店チラシ、販路開拓等で必要なものであれば広報の形態は特に問いません。ただし、通常営業の中での売出しなどのチラシは対象になりません。

Q「広告費」は、自社で新たにホームページを立ち上げる場合も対象になるか？

A 対象になります。ただし、自社従業員の人件費や間接経費等は対象になりません。また、リース料は、事業完了予定日又は交付決定年度の3月末までのいずれか早い日までの分が対象です。

Q 申請後、交付決定前に法人代表者が交代したが、申請は有効か？

A 法人の代表者が交代した場合は、申請はそのまま有効です。交代した事実が分かる書類を添えて届け出てください（様式任意）。

Q 創業補助金と併せて、他の創業支援金等を受け取ることは可能か？

A 補助事業の併用は可としますが、補助の対象物を分けていただく必要があります。

Q 事業計画を事前に確認する認定経営革新等支援機関とは何か？

A 中小企業・小規模事業者の経営課題に対して事業計画策定支援等を通じて専門性の高い支援を行う、税務、金融及び企業の財務に関する専門的知識を有し、これまで経営革新計画の策定等の業務について一定の経験年数を持っているとして国から認定された機関や人（商工会・商工会議所、金融機関、税理士、公認会計士、中小企業診断士等）です。

東北経済産業局 HP：http://www.tohoku.meti.go.jp/s_cyusyo/kyokashien.html

中小企業庁 HP：<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/kanan.htm>

Q 申請書の記載漏れや添付書類の不足があると直ちに却下になるか？

A 申請書に不備があった場合、事務局からの指示に基づき補正をして頂いたうえで受理となります。

ただし、公募終了後までに提出困難な書類である場合には申請を取下げてください。

Q 事業の事前着手は認められるか？

A 事前着手届を提出し、それを町が承認すれば、公募期間内に限り事前着手は可能です。

ただし、事前着手を承認したことが、補助金の採択を約束するものではないことを申し添えます。

Q 事業完了予定日までに開業届又は法人設立登記ができない場合には「町内において創業する者」として補助金は支払われないのか？

A 補助金の支払いにあたっては、補助事業者は、原則、事業完了予定日までに、開業又は法人を設立することが必要です。何らかの事情で開業届等ができない場合は、町にご相談ください。

Q 申請からどれくらいの期間で補助金は支払われるか？

A 実績報告の提出状況によって異なりますが、報告完了後から概ね2ヶ月程度要します。
実績報告書の提出を受けた後、書類審査や現地調査を行い問題が無ければ補助金の額が
確定し、補助金の請求を行っていただきます。

Q 補助金の概算払いは可能か？

A できません。原則精算払いとなります。

Q つなぎ融資を受けたが、補助金を金融機関に直接支払ってもらえないか？

A できません。補助金は交付決定を受けた者にしか支払えません。

Q 発注する段階で申請書の内容の変更が生じたが、どのようにすれば良いか？

A 補助事業の内容や経費の配分を変更しようとするときは、予め変更申請書を提出し、承認を得る必要があります。ただし、事業計画に変更がなく補助金の交付の対象となる経費の流用増減が10%以内である場合、又は事業計画の細部の変更である場合は、変更申請の必要はありません。細部の変更に該当するかどうか不明な場合には、事前に県に御相談ください。

Q 導入する設備を変更したいが可能か？また、必要な手続はあるか？

A 交付申請時の設備が導入できなくなったなど、特別な事情が生じた場合には変更可能です。予め変更承認申請書を提出した上で、町の承認を受けてください。

Q 土地の購入交渉がまとまらず、場所を変更したいがどんな手続が必要か？

A 予め変更申請書を提出した上で、町の承認を受けてください。

Q 交付決定額よりも安く事業ができた。余った補助金を他に回してもよいか？

A 申請内容にないものに対して補助金を充てることはできません。

Q 個人で補助金の交付決定を受けたが、事業実施中に法人を設立した。手続は必要か？

A 個人が設立法人の代表者となった事実が確認できる書類を添付して届け出てください
(個人事業主の廃業届の写し、設立法人の定款の写し、設立法人の登記事項証明書)。

Q 補助事業の交付決定を受けたが、事情があって事業を中止(廃止)したいが、どうしたらよいか？

A 変更申請を提出して町の承認を受ける必要があります。

Q 領収証があれば代金の支払いは現金でもよいか？必ず金融機関の口座に振込しなければならないか？

A 現金による支払いは、支払いの事実を確認できない場合があるため、原則、金融機関の口座振込により支払ってください。やむを得ず少額を現金で支払う場合は、必ず領収証をもらってください。なお、現金払いの場合は、実績確認の際に理由の説明を求めたり、取引の相手方に確認することがあります。なお、支払いの事実が確認できない場合、補助金の支払いはできません。

Q 自社で事務所を建築した場合、領収証は自社で発行するか？

A 自社の領収証は不要です。直接かかった資材費などの口座振込依頼書（領収証）が必要です。

Q 町は実績報告時以外でも現地検査に入ることがあるか？

A 町が現地検査に入ることがあります。実績報告後も現地検査に入ることがありますので、補助事業に関連する書類等は事業完了した翌年度から起算して5年間は必ず保管してください。

Q 補助を受けた財産の管理は、どのように行えばよいか？

A 台帳等により保管状況を明らかにしてください。

Q 当補助金を活用して建物と設備を取得したが、業績不振のため廃業し財産を処分することとなった。補助金は返還しなければならないか？その場合の返還額は？

A 補助金によって取得した財産について、10年以内に営業を休止し処分する場合には、あらかじめ町の承認を得ることが必要です。

この場合、取得財産の処分によって収入がある場合には、その収入の全部又は一部を町に変換していただきます。